

平成二十八年八月八日受領  
答弁第一八号

内閣衆質一九一第一八号

平成二十八年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日本政府のイラク戦争への協力の検証に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出日本政府のイラク戦争への協力の検証に関する質問に対する答弁書

一から四まで及び六について

御指摘のイラクに対する武力行使は、国際の平和と安全を回復するという目的のために武力行使を認める国際連合憲章第七章の下で採択された国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）の決議第六百七十八号、決議第六百八十七号及び決議第千四百四十一号を含む関連する安保理の決議により正当化されると考えている。

イラクは、十二年間にわたり、累次の安保理の決議に違反し続け、国際社会が与えた平和的解決の機会をいかそうとせず、最後まで国際社会の真摯な努力にこたえようとしなかった。このような認識の下で、我が国は、安保理の決議に基づきアメリカ合衆国、英国等の各国によりとられた行動を支持したものである。

こうした当時の日本政府の判断は、今日振り返っても妥当性を失うものではなく、政府として改めて当該判断について検証を行う考えはない。

五について

御指摘の本年七月六日の総理大臣官邸における世耕内閣官房副長官（当時）の記者会見は、御指摘の「チルコット委員会の報告書」の発表の前に行われたものであるが、いずれにせよ日本政府の立場を述べたものである。